

「新しい社会的養育ビジョン」 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」について

【資料内訳】

- 1 「新しい社会的養育ビジョン」前後の国の動向
- 2 「新しい社会的養育ビジョン」について
- 3 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」について

1 「新しい社会的養育ビジョン」前後の国の動向

- 1 社会保障審議会専門委員会等のとりまとめ「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）
家庭的養護の推進や専門的ケアの充実など、社会的養護の基本的方向を明示
- 2 国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（2012年11月）
 - ・ 各施設に、小規模化・地域分散化や家庭的養護を進める具体的方策を定めた「家庭的養護推進計画」の策定を要求
 - ・ 都道府県には、「家庭養護」（養育家庭等）、「家庭的養護」（グループホーム）、「施設養護」（本体施設）の3分類に分け、今後、15年間でそれぞれ1／3ずつにする「都道府県推進計画」の策定を要求
- 3 児童福祉法の改正（2016年6月公布）
 - ・ 家庭と同様の環境における養育の推進を明記
国・地方公共団体は、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（第3条の2）
- 4 社会保障審議会専門委員会等のとりまとめ「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月）
 - ・ 特に就学前の子供は、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止
 - ・ 3歳未満は概ね5年以内に、それ以外の就学前の子供は概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に50%以上を実現
 - ・ ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整備し、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内
 - ・ 「社会的養護の課題と将来像」に基づいて策定された都道府県等の計画については、この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し
- 5 都道府県社会的養育推進計画の策定要領（※以下、発出時期は2018年7月）
 - ・ 当事者である子供や保護者、里親や児童養護施設などの意見が適切に反映される必要
 - ・ 国において、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて取組を推進。都道府県は、この数値目標を十分に念頭に置き、数値目標と達成年限を設定
 - ・ 施設養育が必要な子供には、グループホームで養育されるよう措置。例外として、ケアニーズが非常に高い子供に専門職の即時の対応が必要な場合、生活単位の集合はありうる。この場合、少人数（将来的には4人まで）で、大きくない生活単位（概ね4単位程度まで）としていく。
 - ・ 2018年度から可能なものから、順次速やかに取組を進めつつ、2019年度末までに新たな計画を策定（計画期間の終期は2029年度）

6 フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン

- ・ 「フォスタリング業務」：里親のリクルート・アセスメント、里親登録前後・委託後の里親への研修、マッチング、里親養育への支援、委託措置解除後の支援等、一連の過程における様々な支援
- ・ フォスタリング業務は、児童福祉法第11条に規定する里親支援事業に相当し、都道府県（児童相談所）の本来業務だが、その全部又は一部を民間機関へ委託可（一連の業務を包括的に委託することが望ましい）
- ・ 里親登録や里親委託措置は、行政権限の行使であり、最終判断はあくまでも児童相談所
- ・ フォスタリング業務を包括的に委託した場合、統括者、SW、リクルーター、心理職、事務職員の配置を想定

7 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化かつ地域分散化の進め方

目指すべき方向性を中心に記述し、施設や自治体関係者との認識を共通とするとともに、職員配置や運営方法などを取りまとめ、マニュアル、参考資料として提供するもの

2 「新しい社会的養育ビジョン」について

1 「新しい社会的養育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」の位置付け

平成28年児童福祉法改正では、子供が権利の主体であることを明確化し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが明確にされた。

この改正法の理念を具体化するため、新たな社会的養育の在り方に関する検討会により、ビジョンが示された。

2 ビジョンの骨格

(1) 市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る

- ・ 保育園における対子供保育士数の増加、ソーシャルワーカーや心理士の配置
- ・ 貧困家庭の子供、医療的ケアを要する子供など、状態に合わせてケアを充実
- ・ 虐待、貧困の世代間連鎖を断つライフサイクルを見据えたシステムの確立
- ・ 虐待の危険が高く集中的な在宅支援を要する家庭に対する分離しないケアの充実

(2) 代替養育の全ての段階において、子供のニーズに合った養育を保障

- ・ 代替養育は家庭での養育が原則、高度に専門的なケアを要する場合「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所が原則
- ・ フォスタリング業務の質を高める里親支援事業等の強化、フォスタリング機関事業の創設
- ・ 児童相談所は永続的解決を目指し、適切な家庭復帰計画を立て市町村・里親等と実行、それが不適当な場合は養子縁組等のソーシャルワークが行われるよう徹底

3 ビジョンの本文中の母子生活支援施設に関連する記載（抜粋）

※ わかりやすく表示するために、項番等は原本と異なる記載をしています。

★ 家庭（代替養育家庭も含む）で生活している子供への支援

(1) 子供家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの在り方

・・・

○ 特定妊婦のケアの在り方

出生前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制について、

- ① 若年者を含め妊婦さんが利用しやすいよう、SNSなどのIT技術も活用した24時間365日妊娠葛藤相談事業やアウトリーチ型相談事業など、そのような妊婦を確実に把握するための相談体制
- ② 経済的に困窮している妊婦への妊娠検査費用負担などの支援体制
- ③ 妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する社会的養護体制（在宅支援、乳児院、サテライト型母子生活支援施設、産前産後母子ホーム、里親、民間養子縁組機関との連携、出産後のケア等）

などの整備が必要である。

妊娠期から、母子のケアを行う施設としての活用

特定妊婦のニーズを考えると、特別な事情がない限り、小規模で、妊産婦の生活圏内において設けられる産前産後母子ホーム等の施設を創設すべきである。また、安全な出産、出産後の子供の成長や発達の保障といった観点から、婦人相談所のみならず児童相談所や市区町村も施設への措置を行う主体として位置付けるべきである。

★ 代替養育

・・・

(5) 代替養育を担う児童福祉施設の在り方

・・・

貧困やひとり親家庭の増加や特定妊婦の増加などから、代替養育に準ずる形として、母子や父子で入所できる施設体系も求められる。乳児院や母子生活支援施設が担ったり、他の法人が担うこともできるような体系が構築され、地域に開かれた生活単位となる必要がある。そのような体系を構築する施策プランを早急に提示すべきである。なお、現行の母子生活支援施設はDVからの保護が重要な役目となり、その結果、それ以外の母子の入所が制限されるなどの問題も生じている。母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる。

(区市が行う、)専門的ケアを提供できる施設
となることが求められている

★ 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

(1) 代替養育

・・・

○ 親子での入所機能

- ・ 乳児院の親子訓練室を活用した親訓練加算の創設【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・ 産前産後母子ホームの創設【国】（モデル事業として平成30年度から実施し、その結果を踏まえ、制度を構築）
- ・ 親子里親の創設【国】（平成32年度）
- ・ 母子生活支援施設に関し、地域に開かれた施設とDV対応の閉鎖した施設の区分を明確にして混在しない在り方を提示【国】（平成31年度）

DV被害者が入所するという秘匿性の高さは残しつつ、地域に開かれた部分を持つ施設としてのあり方
(国が今後提示?)

3 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」について

- 1 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（以下、「策定要領」という。）」の位置付け
「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子供の権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、ビジョンで掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子供の最善の利益を実現していくことが求められている。
そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国が策定要領を示した。
- 2 策定要領の基本的考え方
 - ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
 - ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子供達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
 - ・ 各都道府県は、これまでの地域の実情は踏まえつつ、国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
 - ・ 国は、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
 - ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。
- 3 策定要領の本文中の母子生活支援施設に関連する記載（抜粋）
※ わかりやすく表示するために、項番等は原本と異なる記載をしています。

★ 市区町村の子供家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

子供・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子供・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「子供・子育て支援事業計画」を策定している。計画に盛り込む市区町村の子供家庭支援体制の構築等に向けた取組については、2017年度に行われた中間見直し後の「子供・子育て支援事業計画」の社会的養育に係る内容（市区町村が中心となって実施している子供に対する在宅支援サービスの取組等）を踏まえるとともに、更なる市区町村における子供家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①・②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

① 市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 以下の i ~ iv について、都道府県が行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

・・・

iii 市区町村の支援メニューの充実について（ショートステイ、トワイライトステイ事業等）

iv 母子生活支援施設の活用について

区市が行う相談支援等の中で、母子生活支援施設をどのように位置づけ、活用していくか

- ・ 子供家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

- i 計画には管内市区町村に対する子育て世代包括支援センター、市区町村子供家庭総合支援拠点の設置、支援メニューの充実、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県の支援・取組（設置促進策、活用促進策、人材育成支援策）を記載すること。その際、市区町村と連携して地域資源の把握等を進めること。

母子生活支援施設の機能を充実させ、活用促進するために、都として行う取組や支援策

★ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

（１）施設で養育が必要な子供数の見込み

- ・ 施設で養育が必要な子供数の見込みを推計すること。

（２）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子供家庭局長通知）を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

（計画策定に当たっての留意点）

・・・

また、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

（評価のための指標例）

・・・

- ・ 多機能化した母子生活支援施設数（モデル事業としての産前・産後母子支援事業や、ショートステイ・トワイライトステイ等）

従来より、母子統合や、母子分離前のアセスメントを行ってきた施設であるという点

区市の母子保健事業、子育て事業の一環であるという点